

令和5年9月22日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 細川 雅子

副委員長 藤川 和弘

委員 北地 範久、豊川 和也、山代 英資、岡 和明、末広 天佑、  
日域 究

○欠席委員 なし

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 議事に入る前に改めて、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、日程第2、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、日程第3、議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件については、関連がございますので、一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 それでは、そのように決定させていただきます、本3件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。よろしく御審議をお願いします。

○細川委員長 それでは、これより、質疑に入ります。

本3件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

それでは、通告議員の中から指名させていただきます。

山代委員。

○山代委員 調の会、山代です。よろしくお願ひいたします。

認第6号についてなんですけれども、有収率が県内の平均に対して大きく下回っているという主な原因は、漏水であるとの認識、また、その改善を行うには、老朽化するインフラを適切に更新することが喫緊の課題であるとうたわれておりますが、実際は、令和2年に策定された大竹市水道事業経営戦略で定められた管路更新率の目標を一度も達成できていないように見受けられます。

打開策について、あればお聞かせいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 どうぞ。

○増富上下水道局工務課主幹兼上水道係長 上下水道局工務課上水道係長の増富です。よろしくお願ひします。

老朽管路の更新でございますが、この計画は、大竹市内に水道管の総延長が約201キロメートルありまして、その1%の2キロメートルを、毎年1億5,000万円の事業費で更新するという目標で取り組んでおりますが、委員の御指摘のとおり達成できておりません。

この原因は、まず、管路更新工事に従事する技術職員の不足、あと、近年の物価上昇による材料費の高騰により、事業費に比べて更新延長が伸びないといったことが考えられます。

特に、技術職員の不足は深刻な問題でして、令和2年の計画策定時からの段階では、技術職員を2名増加して、管路更新に取り組むというふうな目標を掲げているんですが、それから技術職員は減っております、現在は実質1名の職員がふだんの給配水設備の申請や、施設の維持管理、他の水道事業に関わる工事などと並行して、管路更新工事を担当しているのが現状です。

このような状況を打開する、何か打開策は何かないのかというお話でございますが、やはり技術職員の確保が最も重要だと考えております。そういったことでして、令和6年度におきましても技術職員の新規募集を行っているところです。

これから飛躍的に、管路の更新率を上げるというのは非常に厳しい状況ではございますが、やはりマンパワーが必要です。技術職員を確保し、管路更新率の向上に努めていきたいというふうに考えています。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 御答弁ありがとうございました。

上下水道局の方々が抱えられているジレンマや、真摯に仕事に取り組む姿勢は理解をさせていただきました。

時期はお任せいたしますが、世の中が大きく変わっていく中で、やり方を変えていく必要性も御検討の時期に来ているのではないかと思います。

引き続き、大竹市のために御尽力をよろしくお願ひいたします。

以上で、質疑を終わります。

○細川委員長 他に通告が出ておりますので、指名させていただきます。

日域委員。

○日域委員 よろしく願いいたします。

監査について、ちょっと何度か発言してきましたけど、今回の監査委員のこの意見書の30ページです。最後の辺りに、適切な料金体系である根拠データを分かりやすく広報することに、市民に理解いただくよう努められたいと書いていただきまして、ありがとうございます。

でも、言い方変えると、執行部のほうにはそのようにしてくれと監査委員がおっしゃってるわけですから、それに応えてほしいなという気がします。

去年というか今年の4月から水道料金上がりましたが、上下水道とも上がりましたよね、一応。あれ考えてみたら、去年は料金審議会をわざわざつくって、そして、そこに諮問して答えが出てというときになって、県が水を下げてきたわけですよ。それを改めてちょっと手直しをして、議案をつくったと。

議会ですので、その議案を変えたことはそれは直接関係ありませんけども、6月になって料金下げますよと、県が言ってきたことになってますが、4月の集まりのときにはそんなことは向こうは何も言わなかったみたいです。あの後調べてみたら、2月にもう基本的には、企業局長とか県知事に対してはもう説明したという資料が残ってるわけです。やはりしょうがないと言えましょうがないんですけども、大竹市は県から水を買ってる、ある意味ではお客さんですし、向こうは買って欲しくないという事業者なんですけども。

もうちょっと、大竹市が大体料金値上げのときには、大体市の手を尽くして、前提条件をちゃんと固めた上で、じゃあこれから見通しがこうなるからこういう契約をしようと思えるんですけども、大竹市が声をかけたときには、そのことは言わなかったということだと思いますけども、私から見たら何か県の態度というのは横柄だなという気がするんですけども、お金払ってる側ですから、大竹市は。

だからそこんとこに負けずに、ちゃんとやってほしいなという気はします。

何か皆さんから見て、県というのは、何ていうかな、上にある邪魔な組織というか、負担を感じる組織なのかなとは思いますが、これなんか全くビジネスですからね。だからそう思うんですけども、その辺りもうちょっと早く知りたかったよねというところがあるかどうか、ちょっと教えてほしいというのが1つありますね。

それと一応聞いてみたいんですけども、今年の2月に議会報告会というのがありまして、その中で聞いたことなんです。何ていうか、比作地区の井戸水が枯れて、それで県の企業局は、要するに水が枯れた理由は、弥栄ダムから三ツ石へ水を送るための送水管を敷設したんでしょうね。それに関係して、どうやら比作地区の井戸水が枯れたらしいですよ。それでの企業局のほうがりカバーをやってきているわけですけども、それがもう30年以上経って、何か老朽化して、次どうしたらいいか困ってるんだという話があったんです。

県のほうに聞いたら、あるいは何ていうのか、打切補償というかな、要するに1回目はちゃんとやるけども、あとはそちらでやってくださいねという1回きりの補償だから、次

はもうありませんというようなことを、私電話かけたら言ってました。何とかしなくてはいけないでしょうし、生活環境委員会でも今からやっということにはなってるんですけども、そういう場合どうするのか、漠然と一般論があったら教えてほしいなと思ひまして。

以上です。

○細川委員長 2点ございました。

1点目は県用水の買取りの問題で、協議のあり方についてということです。

2点目はかなり関連にはなりますが、比作地区の井戸水について、何か御答弁いただけるものがあればお願いいたします。

業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 私のほうからは1点目の県用水の協議の状況と申しますか、早く知りたかったのかという御質問について、お答えをしたいと思います。

確かに、県用水の値下げにつきましては議員がおっしゃりますとおり、令和4年6月6日の受水団体連絡協議会の会議の場で発表がございまして、その前に4月に一度県のほうに挨拶も兼ねて伺いをしたわけなんですけども、そのときに西部用水の料金がどうなるのかということをお尋ねはしておりますが、そのときには教えていただけなかったというのが事実でございます。

早く知りたかったのかということなんですけども、2月に知事まで説明を終えてたというのは、ちょっとこの日初めて聞く話でございまして知らなかったんですけども、そうであるならば、確かにちょっと私ども料金改定の最中でございましたので、早く知りたかったというのは本音でございます。

ただ、3年に一度、料金の改定に関する説明会というのがございまして、それが前回は令和4年だったわけなんですけども、その前の令和元年度のときには、9月にその説明会というのが行われております。そのことを思えば昨年は6月、3カ月早かったといえ早かったわけでございますので、ある程度はこちらの思いも聞き入れていただけたのかなと勝手に思っております。

今後とも、県の広域企業団へは機会あるごとに、こちらの意見をしっかりと申し入れていきたいと思っておりますので、今後もしよろしくお願ひいたします。

以上です。

○細川委員長 どうぞ。

○外谷環境整備課長 環境整備課長の外谷です。よろしくお願ひいたします。

比作地区の井戸水のことでした。上下水道局の管轄外でございますので、こちらは環境整備課のほうでお答えさせていただきます。

委員のほうからちょっと一般論としてどうなのかという御質問でしたが、まず、市内の小規模水道施設、比作地区と同じようなところが前飯谷地区、後飯谷地区、比作地区と、3施設ございます。

それぞれ管理組合を組織されて、組織委員からの負担によって維持管理が行われているのが現状でございます。

昨今、給水施設の老朽化によって、指摘もありましたとおり、いろいろ問題等が発生して、特に漏水とかが発生しますと、必要水が確保できないということで、地元から支援依頼が来るというケースがございます。この場合は、特に取り決めがあるわけではないんですけども、環境整備課において、総務課や上下水道局の支援をいただいて、水を給水車に積んで場所のほうに行って水を汲むという形を取らせていただいています。

昨今は地域委員の人口の減少とか高齢化によりまして、そもそも自分たちで行ってきた維持管理も難しいという話もちよっとお聞きしているところでございます。

ただ、何らかの支援が考えられないかとなった場合に、そういった小規模の水道施設だけでなく、ほかにも井戸水を利用されてるところもあったりして、そこら辺も含めて、どうしたらいいのかというのは課題だというには考えております。行政が乗り出す場合には、何らかの地元にも負担をしていただかないといけないということもありまして、そこら辺はいろいろと協議をさせていただかないといけなくなるのかなというふうには感じております。

県内を見ましても、県北とかでお聞きすれば、施設整備の補助はされているところもあったりするんですが、本市の場合は特にそういう制度は設けておりませんので、そういった御要望等が出てくる場合は、本市のほうもちよっと財源の問題もありますので、財政当局ともいろいろ協議しながらやっていかないとけないかなというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 環境整備課長、ありがとうございます。

日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

県の水道料金については、ありがとうございます。あれで終わります。

今の比作地区の話ですけど、要するに水がないところはたくさんありますよね。井戸だったり何だったりいろいろあるでしょうけども、そういう話ではなくて、これ県水が原因であって、だから県が今の施設を作ってくれたみたいなんですね。

そこの関係も、それでちょん切れてしまうのかなというのが、どっちかなという気がするんです。これも私、もらった資料の中にあっただんですけども、比作地区の水が要するにさっき言いました弥栄ダムから三ツ石へ水を運ぶ送水管の工事で枯れてしまったという、だから何とかしてくれと大竹市が県の企業局に申し入れをしますよね、記録の中では。

当時は、情報公開がない時代ですから、何でもかんでも書きすぎているかもしれませんが、例えばこういうのがありました。

三ツ石の浄水場、県が作ったわけですよ。あのときの用地買収が高すぎると。だから、大竹市が困るという、そういう書き込みもありました。そういうことはまああるのかなと思いますが、何はともあれ、大竹市のほうが、県の工事によって水が枯れたんだから、あんた何とかしてくれやと言ってるわけですよ。

それに呼応して県がやってくれたんかなと思うんですけども、その継続があるのかなのか、県は継続したくないでしょうが。大竹市とした場合、単に水がないほかの地域と同じ扱いをするのかなどうかなというのがあって、何らかの余地があるのかというのをち

よっと聞いてみたいなと思ったんですけどね。

○細川委員長 日域委員にお願いいたします。

生活環境委員会、最初の人に少し先進地の調査とかにもあわせて、今後、委員会の所掌の部分の研究課題について、委員会の中で研究会を開いて課題を決めて、学んでいきたいというようなお願いも、皆さまにさせていただいていると思います。

今、環境整備課長のほうからもいろいろ課題等を感じているといった御紹介もいただいておりますので、今回は、企業会計の決算が議題でございますので、簡易水道とか井戸水については、また別の機会に委員会のほうに御提案いただくということでいかがでしょうか。

○日域委員 そうしましょう。

○細川委員長 御協力ありがとうございます。

皆さまにもお願いいたします。

生活環境委員会の中で、今後、委員会として取り上げていく課題があれば、皆さんそれぞれ出し合っていていただいて、勉強会をして、深めていければと思っております。その際にはまた、執行部のほうにもお願いするケースも出てこようかと思いますが、どうぞ御協力お願いいたします。

それでは、日域委員。

○日域委員 もう1つ、これ多分私が質問しても、そう簡単に答えることできないというか、ものすごい大きな一般論なんですけども、議員になってこの方、ずっと思ってることがあって、水って余ってるじゃないですか。

それこそ、この前の一般質問で言いましたけど、大竹市は企業誘致をして、それで水が足りなくなって、それであれじゃないですか、小瀬川ダムを造ってもらって、一段落したかと思ったらやっぱりそうでもなくて、やっぱり水がないと企業が困るわけですよ。それでいろんなトラブルもあったりしながら、弥栄ダムを造ってもらったと。

でも、これ、すぐにはできませんから造るといったのが昭和46年で、昭和48年に今度瀬戸内法ができるわけですね。今度は逆に水を使わなくなるわけです。それからずっと水が余ってるわけですね。全国的に余ってますよね、どっちかという。

それで、特に大竹市においては水源が豊富ですから、余ってると言えば余ってるんだと思います。にもかかわらず、水ってたくさん使ったら単価が上がるような、料金通増みたいな。ガソリンは違いますよね。10リットルは安いけど、10リットルを超えたら単価が上がりますと、そんなガソリンスタンドあったら誰も行きませんよ。

でも、電気もそうですけども、電気のほうはまだ分かるんですけども、違うかな。でも、少なくとも水道なんかああいうものについて、たくさん使ったら高くなるというのは、それは新たに設備投資をしてダムを造ってやらなくてはいけないときにはそれはそうかもしれませんが、もうダムがあって施設があって、水はあるわけですよ。

大竹市なんかの場合にその安い水があることをアピールする方法があると思うんですけども、とにかく日本中が水がなかった時代の何ていうか縛りというか、そういう国の指導があるのかなのかそれは分かりませんが、大竹市は水をたくさん使う事業所にとつ

ては有利なところですよということは、料金体系の上からアピールできないのですかね。

ずっと変わらないですよ、20年。ちょっと思いがあったら教えてほしいなと思ひまして、よろしくをお願いします。

○細川委員長 現在の料金体系のあり方の考え方について、お願いいたします。

業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 今、日域委員のほうから御提案がございました、本市の料金体系につきまして、確かに本市の昨年度、料金を改定いたしまして、本市の一般用の超過料金、単価でいきましてもひと月当たりで10立方メートルまでが38.5円で、その10立方メートルを超えた場合は162.8円というふうに、2段階の超過料金の設定になっております。

ただ、この10立方メートルまでの超過料金というのは、昨年度基本水量を下げた際に、逆転現象が起きないように調整用の単価として、設けさせていただいたものでございまして、超過料金自体とすれば、基本的には1段階というふうには考えておりますけども、例えば広島市だったりすると、その超過料金は6段階で設定されていたりとか、そういったところと比較をしますと、うちの料金体系というのは、逡増ではないというふうには考えております。

ただ、おっしゃられますように、水を使えば使うほど料金のほうがかかってくるというのは事実でございまして、今おっしゃられました、例えば水量を多く使った場合は、超過料金の単価を下げるというようなのは、非常に面白いアイデアだなというふうには思います。ただ、単価を下げることによって、利用者の水量が増えるのであれば、料金収入も増加する可能性があるのも、もちろん素晴らしいなと思ひますけども、最近では市民の方や企業の方におかれても、節水意識というのは非常に高いというふうには考えます。

超過料金のほうが下がったからといって、必要のない水をどんどん使っていただけたのかというと、決してそうではないだろうというふうに思ったりもいたします。仮に単価を、一定立方メートル以上の超過料金の単価を下げて、水量のほう伸びなかった場合、給水収益が下がりますので、その下がった部分というのは、料金や水量をあまり使っていない方で負担をしていただくという構造になりますので、そこは慎重に考えていく必要があるというふうに思います。

ただ、今後とも、他市の例も含めて、研究していきたいと思ひますので、よろしくをお願いいたします。

○細川委員長 それでは、他に質疑の通告を受けておりますのでお願いいたします。

副委員長、どうぞ。

○藤川委員 お願いします。

通告の通り2点質問させていただきます。

1点目は、新町みかど下、JRの下の水路です。水路を塞ぐように管が横切り、水の流れが悪くなっております。先日も、昨年ですか、浚渫していただいて、少しは流れがよくなっているのかなど。少し前に見に行ったら、もう砂がちょっと溜まっている状況。

確認していただければと思っておりますが、それを少しでも流れをよくするために、水道局のほうは何通りか図を描いていただいて、水路選んでいただいて、最終的には伏せ越

し工法、水の流れをよくする方法を、伏せ越し工法に決めました。もう既に、現場の調査は終わっていると思うんですが、進捗状況をお願いします。

続けて、2点目行きます。新町ポンプ場です。

以前の委員会等で、排水場所、おおむね決まったという御説明をいただいております。進んでないとは思いながらも聞かせていただくんですが、新町ポンプ場についての進捗状況も伺います。2点お願いします。

○細川委員長 下水道係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 工務課下水道係長の讚井です。

1点目のほうの御質問に対して、お答えさせていただきます。

現在、昨年から業務委託を行いまして、コンサルへ業務について委託しております。主に、JRの近接工事になりますので、その関係によって大変協議が長引いております。

現状で申し上げますと、今近接する工事範囲にございます工業用水管との近接工事の協議はおおむね終わりましたので、あとはJRとの協議を最終段階に今なっております、このあたりもほとんどおおむね終わりそうだという状況でございます。

このJRの事前協議が終わりましたら、完了後に詳細設計を行って、事業費を算出しまして、その後、工事を進めていくという状況になっております。

以上です。

○細川委員長 工務課長。

○中司上下水道局工務課長 2点目の新町雨水排水ポンプ場の進捗状況についてでございます。

今委員が言われたとおり、新町雨水排水ポンプ場の整備に向けて、目に見える形で進捗したかと言われますと、今のところ進捗しましたという回答ができる状況にありません。

新町雨水排水ポンプ場の整備に当たりましては、ポンプ場の用地のほか、周辺土地の利用促進であるとか、雨水排水路の改善とあわせて行っていく必要がございます。関連する道整備なども含みますと大変大きな事業になるということから、市全体の事業とか下水道事業全体の中で、この雨水排水整備事業をどのように進めていくのか、財政的な面、実施体制の問題等も考慮しながら検討していく必要があります。

昨今の大雨による市街地の浸水被害防除のための雨水排水整備を行っていくということについては、当然市の方針に変わりはありませんけれども、現在の老朽化をしております下水処理場とかポンプ場、こういった既存の雨水排水の流末施設が、しっかりと機能するようにしておかなければならない。こういった計画的な更新工事をしっかりとやっていかなければいけません。

これらのことをしっかりやりながら、新町ポンプ場も含めて雨水排水対策については、先ほど係長が説明しましたけれども、既存排水路の支障箇所の改善等、まず、できることからやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 御答弁ありがとうございます。



今もうJRとの協議もおおむね終了と、その後に設計事業費と、いつぐらいをめどにというのがもしありましたら、教えていただきたいのと、新町ポンプ場ですよね。

今、大竹市中の水路、雨水、もう配管が全部駄目になって、今から少しずつ直していくという先ほどの、同僚委員の答弁にもありましたけども、その計画の中に、新町ポンプ場というのは入ってるんですかね。

それを新町ポンプ場込みの改修していくのか、目指しているのか。それとも、既存のある水路のみをまず改修していこうと思っているのか。

ちょっと、その辺も教えてください。

○細川委員長 工務課下水道係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 まず、みかどのところの工事の時期でございます。

この工事も先ほど言いましたJRの近接工事ということでございまして、工事の着手時期に関してはこれやはり1つは渇水期に行わないといけないというのがありますので、今年度やはりちょっとなかなか今の状況ですと、今年度の施工というのがちょっと難しいんじゃないかなというのと、例え業者がもし設計で入札も最近いろいろ不落というのもございます。決まったとしても、またJRに先に届出とかでも結構時間かかったりします。

ですので、一応来年度の渇水期を目指してはおります。うまくいけばなんですけど、まだちょっと最終的にオーケーはもらってないんですけれども、おおむねいいのではないかなというところでした、最短で目指すのであれば、申し訳ないですけど来年度の渇水期を目指しております。

以上です。

○細川委員長 工務課長。

○中司上下水道局工務課長 新町雨水排水ポンプ場含めて、雨水排水対策、非常に大きな事業になります。

なかなか一遍に進めていくというのが難しい状況ではありますので、まずは老朽化した雨水排水路の流末施設、ポンプ場がしっかり機能するような状況にしておかないといけませんので、まずはそういったところ、既存施設の改築更新、これ優先してやっていきたいというふうに思っています。

加えて、先ほど言いましたように、既存水路の支障箇所を改善する、できるところをやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 ありがとうございます。長引くようでしたら仕方ないと思います。お忙しいので。

せめて間で浚渫していただければなと思いながら、この質問は終わります。

ポンプ場、これも水道局が今、先ほどもお忙しい、御答弁もたくさんあった中でこんな質問は失礼だと思ったんですが、質問させていただいたのは、大竹市のやっぱり冠水で困ってる方やっぱりたくさんおられますし、やっぱり口々に相談事がありますので、前向き

にいろいろ検討していただければと思います。

ありがとうございました。

以上です。

○細川委員長 通告を受けた質疑は以上となっております。

他に通告を受けておりませんが、質疑はございませんか。

議長。

○北地委員 おはようございます。

通告していないので申し訳ございませんけども、1点だけちょっと。

先ほどの同僚委員の中に質問がありましたように、技術者が非常に足りないということの中で、1人がてんでこ舞いをしているというような状況が発生しているので、なかなか工事が進んでないとお話ございましたけども、仕事の発注の仕方、この辺の検討はどうか。

何か以前、設計施工で云々かんぬんという話もございました。その辺も検討してみたいという答弁もございましたけども、その辺の進捗を1点お願いいたします。

○細川委員長 工務課上水道係長。

○増富上下水道局工務課主幹兼上水道係長 発注の手法について検討しているのかという話でございますが、まず、結論から言いますと、検討という段階にはなってないです。

ただ、この発注手法、以前、こちらのほうで御答弁させていただいたデザインビルド方式、一般的にはDB方式といわれてるものなんですけれども、それは当初発注では、発注者が概算の設計金額を基に発注して、それについて受注した業者が、測量から詳細設計、施工図面をして積算をする。そして、最後に、工事が終わった後に、発注者のほうが精算するといった流れなんです。

水道工事についてのDB方式については、調べてはいるんですけども、実施方針について国の明確な指針、水道工事についてのDB方式の指針というのがまだ示されておられません。さらに全国の事例も非常に少ない、目的や契約手法等の事業スキームについてもいろいろ違いがある、といった現状がございます。

DB方式の導入については、組織の体制や地元の水道事業者の規模、事業者数、それらさまざまな条件を踏まえての判断が必要ではないのかなというふうに考えています。DB方式で発注するにしても、やっぱり発注するための設計書を作る、工事中の施工管理をする、工事完了後の精算をする、やはりマンパワーが必要となります。

また、大竹市の水道工事の事業者というのは、水道工事、小規模な事業者が非常に多く、従業員全員が日中現場に出て作業しているといった状況です。そういった中で、その方たちにまた夜帰ってきて、測量設計してもらって、またそれで工事を行ってもらうという作業を、大竹市に関していくと作業は難しいのではないのかなというふうには考えています。

ただ、全国の事例で、小規模の簡易DB方式というのをモデルで取り組んでたりもしておりまして、それはコンサルタントと組んで、地元の業者にできるかどうかというのはヒアリングをしてといったもので、試験的に試行しているというような事例はあるように聞いております。

以上のことが、ちょっとなかなかちょっともやもやした答弁になってしまったんですけども、DB方式について今すぐに大竹市で取り組めるかどうかという、無理があるのではないのかなというのは考えているんですが、国やほかの事業者の動向を見極めながら、判断していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○細川委員長 議長。

○北地委員 ありがとうございます。

いろいろ検討は調査をされて、努力をされているという実態は分かりました。

例えば、市内の業者でやっていくのは大変難しいと思うんですけども、例えば、日本上下水道事業団、そういったところに委託をすとか、そういった方向性というのはいかなものでしょうか。

○細川委員長 工務課長。

○中司上下水道局工務課長 土木工事屋と設計コンサル、そういったところがJVを組んで、そういう設計をして工事を発注するという方法はあるんだと思うんですね。

全国的にそういった試験的にやっておられるようなんで、そういった方法も参考に、大竹市に使えるような方法があるのであれば、また参考に取り入れていきたいというふうに考えてます。

以上です。

○細川委員長 議長。

○北地委員 ありがとうございます。

いろいろな方向で検討していただいて、少しでも改善が進むように、更新が進むように、お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本3件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本3件を一括採決いたします。

認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての3件を、原案のとおり可決及び認定すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおりとすべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 担当のほうから若干補足説明させていただければと思います。

○細川委員長 工務課長。

○中司上下水道局工務課長 令和5年度の公共下水道事業会計補正予算について少し補足説明をさせていただきます。

今回の玖波雨水排水ポンプ場関連の補正予算でございますけれども、広島県が施工します県道大竹湯来線道路改良事業に伴って、道路計画区域内となります玖波雨水排水ポンプ場の移設が必要になるということで、雨水排水ポンプ場の移設についての検討、また、事業計画を変更するための業務を、令和5年度から令和6年度、この2カ年事業で、設計コンサルに委託をしまして、業務を行っていったところなんですけど、広島県より道路改良計画に伴う関係機関との協議に時間を要する見込みとなったというようなことから、雨水排水ポンプ場の移設に係る検討業務を一旦中断してほしいというような協議がございました。

そのため、一旦業務中止をしまして、令和5年度に検討業務の委託費の支払いを行うために、今回補正予算を計上するものでございます。

この業務ですけれども、当初は令和5年度から令和6年度、2カ年で業務をやって、委託費の支払いというのは業務が完了する予定の令和6年度としていたということで、令和5年度に支払うための予算がないというようなことから、今回補正予算で、一旦業務委託費の精算をし、支払いを行いたいというものでございます。

以上です。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。市民の味方の豊川和也でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、この水道料金の支払い方法についてなんですけど、この口座振替の場合、例えば。

○細川委員長 議案第65号ですよ。

○豊川委員 議案第65号ですね。

○細川委員長 最後までいいですよ。

○豊川委員 失礼しました。

水道料金の支払い方法についてなんですけど、口座振替の場合、市役所のほうで口座振替の用紙を頂けると思うのですけれども、これを逆に提出する際、用紙を市役所のほうが受

け取ってくれなくて、各金融機関に提出してくださいというふうに言われるという、ちょっと御意見をいただきまして、こちらの口座振替の用紙なんですけど、市役所においても、用紙を受け取っていただきたいなと思ひまして御意見お願いいたします。

○細川委員長 今のは意見ですか。

質疑をお願いしておりますが。

○豊川委員 そうですね。意見です。

○細川委員長 では、答弁必要ありませんね。

豊川委員をお願いいたします。

議案に対する審査をしておりますので、ただいま補足説明もございましたが、議案に対する質疑ということで、以降は議案と全く関係ないことは質疑として受け付けない可能性もございますので、御注意お願いいたします。

他に質疑も出ております。

末広委員。

○末広委員 末広です。よろしくお願ひいたします。

通告を出させていただいてるんですが、今経緯をいろいろ説明していただきました。

通告も経緯と現況を教えてくださいということだったので、今御説明いただいたので、十分理解させていただきました。

1点だけ、予算で確か1,400万円ぐらい上がったと思うんですが、今回補正が1,000万円ぐらいで、そこに差異があったと思うんですけども、途中でその調査とか打ち切って、この金額になったのかな。その確認だけさせていただければと思います。

○細川委員長 係長。

○讚井上下水道局工務課主幹兼下水道係長 今の御質問に対してなんですけれども、ちょっと先ほどの部分で1点訂正なんですけど、業務自体は令和4年からもともと令和5年でやろうと思ってたんですけど、なかなか進みの状況で令和4年から令和6年というスパンで今やっている業務でございました。

先ほどのもともと1,400万円、令和4年度については、令和4年度分と令和5年度分という形で、令和5年度分債務負担行為で予算措置してたんですけども、今回の最終的には1,400万円ほどについては令和6年度払いという形で、業者の方と協議をして、最終年度払いでいいということだったので、それで予算を組んでおりました。

今減った原因なんですけれども、現在の入札の契約自体が、今の補正予算の金額でございます。最終的な支払いに関しては、出来高がございますので、さらにその金額はもうちょっと落ちた金額でお支払いの予定でございます。

最終決定ちょっとまだしてないんですけども、1,100万円ぐらいを800万円とか、もうちょっと減った時点で支払いする予定でございます。

予算については、今の契約金額で、1,400万円からも減額という形で補正しております。以上です。

○末広委員 御説明ありがとうございました。

以上で大丈夫です。

○細川委員長 事前通告をいただいた質疑は以上でございます。

通告をしておられない方、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第5に入るんですけども、45分ほど経ちまして、説明員の入替えも必要だと聞いておりますので、ここで10分ほど休憩いたします。

空気の入替えをお願いいたします。

再開は10時55分からです。

10時46分 休憩

10時55分 再開

○細川委員長 それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

日程第5、議案第56号、大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にございませんでよろしくお願ひいたします。

○細川委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

こちらから指名させていただきます。

豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。

先ほどは大変失礼いたしました。

私のほうから、課税の決定に関してなんですけれども、例えば、所得税とか払うときというのは、こちらが計算して申告して、金額計算し、決定すると思うんです。そのときに扶養親族等申告書についてなんです、この扶養親族等申告書を記載するためのこの用紙を、所得税のときは書いて会社に提出すると思うんですけれども、市民税というのは、役所が決定して、各御家庭に通知しますよね。

なので、その計算に対しての不服申立て等もちょっとできたりとかもするのだと思うんですけども、そのときにこの扶養控除等申告書というのをちょっと見たことがないので、こういうものを、どういうものかというのをちょっと説明していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 事務についてのお尋ねでございます。

どうぞ。

○宮下市民税務課課長補佐兼市民税係長 市民税務課市民税係長の宮下と申します。よろしくお願ひいたします。

今の豊川委員の御質問に対してお答えいたします。

扶養親族等申告書があるのかという御質問だったと思いますが、今回お示しいたしました議案の概要に記述している内容について、非常に分かりにくく誤解を生むような表現になっていたとしたら、大変それは申し訳ございません。

議案の概要のほうに、記述した内容にあります(2)個人の市民税にかかる給与所得者が提出する扶養親族等申告書についてでございますが、こちらは給与所得者の方の皆さんでいらっしゃれば、年末調整を行う際に、いつも御覧なられているものだと思うんですけども、給与支払者、事業所です、こちらのほうに提出する給与所得者の扶養控除等の申告書そのものを指します。

その申告書の下段のところ住民税に関する事項という記載がございまして、ここに市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています、というふうに記載をされています。

今回の条例改正では、この部分の記述方法の変更についてお示しをさせていただいております。この記述欄に該当がある方については、前年の申告の内容に移動がない場合に、再度全部の欄に記入することなく、異動なしと書くだけで足りるようになったということでございます。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

すごく分かりやすかったです。

ありがとうございました。

○細川委員長 他に通告をいただいております。

末広委員。

○末広委員 質問の前に、ちょっと私の通告書の書き方がまずかったところで、混乱させてしまったことがあって、大変申し訳ございませんでした。

では、質問の内容に入らせていただきます。

今回、森林環境税について、国内の個人を対象としていると思うんですが、これについて所得だったり免除があるのか、対象を詳しく教えていただければと思います。

この税については令和元年度から財源に譲与されてます。今回更なる整備の必要性として、増税という形になると思うんですけども、実際増税後、分配額が増えたりするんでし

ようか。本市で増えたりするのかどうか、もしそういう基準が決まっていれば、教えていただければと思います。

基準のところも、分配率、ここら辺も調べれば出てくる話だとは思いますが、ちょっと今回増税という形なので、周知のためにも、一度御説明していただけないかなと思って、通告書を出させていただいています。

あとはこの森林環境譲与税、実際譲与されるのが、一般的にはどのような活用をされているのかを教えてください。

お願いいたします。

○細川委員長 市民税務課長。

○吉村市民税務課長 市民税務課長の吉村です。よろしくお願いいたします。

今回の森林環境税の制度導入について、末広委員から御質問を受けましたが、この制度、仕組みが非常に分かりづらいというものもありまして、私もこの制度を理解するまで何度も読み返したような感じでした。

このため新たな税制ということもありまして、誤解があってもいけませんし、御質問の回答の一部に沿う形でもありますので、ちょっと制度の要点や概要について簡単に御説明をさせていただこうと思います。

まず、この制度の要点になりますが、この制度自体は、既に平成31年3月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律として制定をされまして、同年4月1日に施行されております。

この法律の目的は、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成や、災害防止等を図るために、地方自治体を実施する森林整備やその促進に関する施策に必要な地方財源を安定的に確保するために、設けられたものでございます。

この制度の概要になりますが、国税となる森林環境税を令和6年度から、個人住民税の均等割とあわせて、市町村が一旦賦課徴収をしまして、都道府県を通じて国に納めるものとなります。この国が財源として集約後、既に令和元年度から制度として導入されております、森林環境譲与税として、都道府県や各市町村の人工林面積、または人口規模などによって案分をされて再配分をされるといった仕組みとなっております。

また、御質問にありましたように、森林環境譲与税の財源部分ですが、こちらは令和元年度から令和5年度までは当初、借入金でとされていたんですけど、その後国が手立てを行うという形に変わっております。

この財源部分について、令和6年度より、森林環境税として国民から直接徴収する仕組みに変わるというものでございます。

ただし、この森林環境税だけを捉えて切り取ってみますと、委員がおっしゃられるとおり、増税という形になりますが、税を納める住民側から見ましたら、今までと変わることなく、個人住民税均等割の部分の総額は変わらないものとなってきます。具体的には、現在は都道府県民税と市町村民税、合わせた個人住民税の均等割額4,000円に、現在、平成26年度から令和5年度までの10年間は、東日本大震災からの復興に関連した臨時特例措置として、地方公共団体において防災などの施策に必要な財源確保を行うために、1,000円



を追加する形で上乗せして、合計5,000円を賦課徴収している形となっております。

しかし、この制度は10年という時限措置として徴収しているものですので、令和5年度、つまり今年度で終了するものとなります。このため、この復興税として上乗せして徴収してきた財源枠を、そのまま利用するというよりも置き換わるといったほうがいいかもしれないんですが、令和6年度からは新たに、国税である森林環境税1,000円が導入されまして、個人住民税均等割に上乗せをして、市が国に代わって賦課徴収を行うものとなります。

しかし、この1,000円が終了することになるんですが、そこに新たに森林環境税1,000円を加える格好となりますので、徴収税額は変わらずに、それにかかる税目が変わってくるというものになってきます。この税目というのが防災施策等に要する財源確保の臨時的措置であった、地方税であった個人住民税1,000円、こちらから温室効果ガスの削減や森林整備のための財源となる国税の森林環境税1,000円に置き換わるという形になります。

ですので、均等割部分の賦課徴収部分については同様に5,000円という形になります。

ちなみに広島県においては、さらにこの5,000円に県が独自に行っております広島森づくり県民税500円を上乗せして徴収している形となっております。

一方で、市側の立場から見れば、今まで直接個人住民税として徴収し、独自財源として、防災などの施策に必要な財源に充てていたものが終了するということとなりますので、来年度からはそこに国税として一旦国に納められる森林環境税を徴収し、地方自治体が行う森林整備の促進に関する財源として、森林環境譲与税が県や市のそれぞれの割合に応じて、再配分をされるというものになってきます。

これらの法整備に関連して、地方税法の一部が改正されましたので、それに伴う税条例も改正するという形になります。

以上が、今回の制度の概要になりますが、その他の御質問につきましては、各担当から答弁させていただきます。

よろしく願いいたします。

○細川委員長 市民税係長。

○宮下市民税務課課長補佐兼市民税係長 私のほうからは、先ほど免除等の規定があるのかという御質問だったかと思えます。

免除についてなんですけども、震災とかの風水害などの災害により、生命、身体または財産に甚大な被害を受けた方、もしくは失業と廃業等で収入が著しく減少した方で、納付が困難になった方というのが免除規定として該当いたします。

なお、同じく非課税基準というのがあるんですけども、こちらにつきましては、個人住民税の基準にのっとして、ほぼ同一の基準で行っているというところがございます。

具体的には生活保護法による生活扶助を受けてらっしゃる方、障害者、ひとり親など前年の合計所得が基準以下となる方が、住民税が非課税になるというのにあわせて、森林環境税も非課税となってきます。

以上です。

○細川委員長 どうぞ。

○前田産業振興課長併任農業委員会事務局長 産業振興課長の前田です。よろしく願いし

ます。

私のほうからは、森林環境譲与税についての財源と使い道について御答弁させていただきます。

まず、先ほど市民税務課長のほうからも触れられましたけども、森林環境譲与税の財源は、令和2年度より国が財源を手立てをしまして、前倒しで増額して譲与をされてきております。

その国からの譲与についての配分なんですけども、森林環境譲与税の県と市町村の配分については、令和元年度が県が20、市町村が80、令和2年度から令和3年度までは県が15、市が85、令和4年度から令和5年度までは、県が12で市町村が88となっており、譲与税全体の額と、市町村への譲与額、こちらのほうは増えてきております。

令和6年度の財源については、これまでの財源と森林環境譲与税となります。令和7年度以降については森林環境税のみが、森林環境譲与税の財源として、県と市町に配分をされます。なお、市町村への配分なんですけど、令和6年度以降は、県と市町の配分は10対90の割合になります。

市町村への配分基準なんですけど、またこれが私有林、行政の「市」というのではなくて、私（わたくし）の「私」なんですけども、私有林の人工林面積が50%、林業従事者数が20%、人口が30%の割合で市町村の配分が決まることとなっておりますが、配分の基準については、現行でも議論は出ております。

現行制度の大竹市の譲与額は、令和6年度からは600万円前後になると試算されているところでございます。

今回、森林環境譲与税の増額の方針等があるのかということなんですけども、森林環境譲与税の増額については、来年度、令和6年度から森林環境税の制度が始まるということもあり、当面はないと考えております。

その森林環境譲与税の使い道なんですけども、こちらは使途が限定されております。森林の整備、林業の人材育成、木材の利用促進、普及啓発を行う経費に充てることとなっております。

なお、大竹市では災害防止・予防の観点から、主に森林整備に係る経費に充てております。

以上でございます。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

自分で調べたと言いながら、今詳しくお話聞いてすごい勘違いしてたところもあったなと思って、改めて聞いてよかったと思います。

ちょっとなかなか理解、これだけだと理解できないところもあったんですが、改めてちょっと勉強させていただいて、本市についてどのようにというところは、具体的にどういう税かというところは、ちょっと今回のこの改正については趣旨がずれるので、別の機会で質問させていただければと思いますので、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○細川委員長 質疑の通告を受けておりますので、日域委員お願いします。

○日域委員 実を言いますと、さっきの豊川委員の質問とちょっと被ってるんですけども、給与支払報告書ですか、扶養控除等申告書は、あんなものは見たことがないよというのが私の第一印象で、どこにあるのかと行って、市民税務課に電話しました。

そしたら電話受けた人も即答できませんでしたから、あの条項はあるんですけど、よくできてるんですよ、よくできてるけども、日頃意識しないんですよ、あんなものは。

改めて勉強になったんですけども、結局、係長とも話しましたが、市民税に対する扶養控除等申告書を見て、特別徴収義務者が給与支払報告書を書いて市町村の税務課に送るわけです。普通は国税と一緒に書いてカーボンコピーですから、書いたら全部できるんですけども、よく考えたら1枚は本人に行ったり税務署に行ったりして、一番上の紙は市役所に行くわけですね。本来目的違うんですよ。

ただ、中身が一緒だからカーボンコピーで意識しないんですけども、本当はそれぞれのことをそれぞれ出した申告を受けて、それを踏まえて、事務処理を皆さんしてるんですけども、その意識が全く私はなかったです。多分、職員もそこまでなかったんでしょうけども、事業は円滑に進んでるわけです、仕事はね。

面白いと思います。勉強になりました。ありがとうございます。

だから質問というよりか、答弁結構です。ありがとうございます。

○細川委員長 通告を受けている質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

日域委員。

○日域委員 ちょっと拡大解釈といわれるかもしれませんが、今回、私言いましたけど、この市民税に関してですけども、こと細かに落ちがないように、ルールがきちんと決まってるわけです。税金というのは法に基づいてというふうに今なってますから、本当にこと細かくなってるんですけども、ここから若干拡大解釈です。固定資産税の件ですけど、質問しました。一般質問で。

やはりあの、課税対象か否かというのを市がどう判断するかということについて、ルールがないと、明文化したものが無いと言われましたけど、ぜひつくってください。それしないと人が変わったたびに説明ができないことになりますよね。

だから、そのところはやっぱりこの市民税に比べてあまりにもアンバランスなので、よろしく願いいたします。

以上です。

○細川委員長 日域議員、反対ですか、賛成ですか。

○日域委員 賛成です。

○細川委員長 他に討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員の交代がありますので、しばらくお待ちください。

続きまして、日程第6、議案第57号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 議案第57号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、補足資料によって担当から説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○細川委員長 どうぞ。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 都市計画課副参事の長久です。

○細川委員長 長くなるようでしたら、着座で結構ですよ。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 では、座らせていただきます。

大竹市手数料条例の一部改正について、補足説明いたします。

資料のほうを御確認ください。

1 ページ資料1と、2 ページ資料2は、広島県が作成した宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に関するリーフレットです。

3 ページ資料3は、大竹市宅地造成等工事規制区域図及び特定盛土等規制区域図、そして、4 ページ目は宅地造成工事の許可申請に関わる手数料の額を示したものです。

なお本件は、本年3月24日の生活環境委員協議会で、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法の概要を説明させていただきましたが、委員の皆さまの交代等もございましたので、改めて御説明させていただきます。

まず、2 ページを御覧ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害や、危険な盛土等に関する法律による規制が十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、国において、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国的に一律の基準で包括的に規制するため、令和5年5月26日に、現行の宅地造成等規制法が改正されたものです。

これにより、隙間のない規制、盛土等の安全の確保、責任の所在の明確化、施工者、土

地の所有者等への是正処置命令等ができます。実効性のある罰則、最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下、法人重科3億円以下の措置を講ずることとなります。

1ページ目にお戻りください。

これを受け、広島県では、令和5年9月28日より、政令市、中核市の広島市、呉市、福山市を除く、広島県全域を宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域に指定し、運用を開始します。

許可対象工事は、盛土で高さが1メートルを超える崖を生じるもの、②切土で高さ2メートルを超える崖を生じるもの、③盛土と切土を同時に行い高さが2メートルを超える崖を生じるもの、④盛土で高さが2メートルを超えるもの、⑤盛土または切土をする土地で面積が500平方メートルを超えるもの、⑥高さが2メートルを超え、または面積が500平方メートルを超える土石の堆積が、許可対象工事となります。

宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の違いですが、市街地の集落、人家等がまとまっており、人家等に被害を及ぼしうるエリアを宅地造成等工事規制区域としております。市街地や集落から離れていても、地形等の条件から、盛土等がされれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを特定盛土等規制区域としております。

続きまして、3ページ資料3を御覧ください。

大竹市の区域分けを示しております。

島嶼部の阿多田地区や山間部の栗谷地区、谷和地区、松ヶ原地区等の大竹市全域が規制区域に入っており、ピンク色の部分が宅地造成等工事規制区域であります。黄緑色の部分が特定盛土等規制区域です。なお、広島県条例により、特定盛土等規制区域におきましても、より厳しい宅地造成工事等規制許可基準により、対象工事の審査、許可を行うこととしております。

最後に、4ページ資料4を御覧ください。

広島県の事務を市町に処理する特例を定める条例の一部を改正する条例が、令和5年7月10日に公布され、宅地造成等に関する工事、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事で、造成等の面積が1万平方メートル以下のものについては、本市において許可の申請に対する審査を行うこととなりました。このため、広島県と同様に、面積の区分ごとに手数料の項目を設けるものです。

なお、造成等の面積が1万平方メートル以上のものについては、広島県で許可の申請に対する審査を行うこととなっております。

以上、大竹市手数料条例の一部改正の補足説明を終わります。

ありがとうございます。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

事前に通告を受けておりますので発言を許可いたします。

山代委員。

○山代委員 山代です。よろしくお願いたします。

丁寧な補足説明ありがとうございました。大変よく理解できました。

宅地造成及び特定盛土規制法が運用されるに当たり、1万平方メートル以下は、広島県

から大竹市へと許可、または不許可の処分の一部が権限移譲されるということなんですけれども、大竹市としての業務が増えると思われそうですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

ちょっと大変ふわっとした質問なんですけど、よろしく願いいたします。

○細川委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。よろしく願いします。

今の委員の御質問にお答えします。

本市に権限移譲された評価対象工事の業務につきましては、一定程度、業務量が増えることは想定しております。

しかし、今回、法施行後の運用は、広島県が全国に先駆け行うことから前例はございません。このため、今年度につきましては、業務状況により担当課は、都市計画課でございますが、それだけではなくて、建設部全体で対応していく方針でございます。

また、広島県においても、権限委譲した市町に対して、現地での対応や、審査事務などのサポートを行う体制を構築されておまして、困ったことがございましたら、広島県に相談していきたいと考えております。

以上でございます。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 御答弁ありがとうございました。

具体的な内容はまだ、今後走り出してからということでございますので、内容としては理解をさせていただきました。

以上で、質疑を終わります。

○細川委員長 通告を受けておりますのは以上でございます。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 要するに県が決めて、大竹市が手数料をどうするという、そこだけの話ですよ。

だからこれ何メートルと書いてありますけども、どういうときにはどうするとかこういうのは禁止だとか、当然これをやるための中身はあるはずですけども、それは県条例のほうにあるんですか。法律のほうにあるんですかね。

だからこれ、単なる手数料ですから。だから、中身はこの場の審議の対象ではもちろんないと思いますけども、やっぱりこういうことは危ないから駄目よとか、こんだけするんだったらこんだけごつい擁壁をつくるとか、そういう当然内容を伴った許可ですよ。

ちょっとだけその辺を教えてほしいです。

○細川委員長 どうぞ。

○長久都市計画課副参事兼計画整備係長 都市計画課副参事の長久です。

内容の具体的なものにつきましては、先ほど申しました国の法律、これに基づいて行っていくます。

審査等につきましても、先ほど説明いたしました1万平方メートル以下のものにつつま

しては、大竹市のほうでそういう指導も含めて行っていくということになっております。  
以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第60号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明については資料を準備しておりますので、担当より説明させていただきます。

○細川委員長 監理課長。

○建石監理課長 監理課長の建石です。

配布しています資料に基づいて説明をいたします。

資料は全部で3枚あります。まず、監理課のほうで、資料1と資料2を説明いたしまして、後ほど都市計画課から資料3を説明します。

まず、資料1ですが、契約予定会社である株式会社福永建設工業の会社概要になります。上側に福永建設工業から提出された資料と、ホームページから抜粋した会社概要、下側に公共工事等実績検索システムより抜粋した工事实績を記載しております。

まず、上側の会社概要ですが、所在地は広島市西区観音本町一丁目16番22号、代表者は福永大作。昭和55年10月21日に会社を設立しており、資本金は5,000万円になります。

資料の下側の工事实績は、入札時の施工実績要件としておりました最終請負金額が、本件工事の予定価格である税込2億3,964万2,700円以上の土木一式工事を記載しております。

続きまして、資料2の入札調書ですが、こちらはホームページなどで公開しているものになります。

入札は、令和5年8月22日に一般競争入札を執行いたしました。株式会社福永建設工業と株式会社三洋技建の2社による入札になり、福永建設工業が落札率約91%で落札してお

ります。

以上で、資料1と資料2の説明を終わります。

○細川委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課の山田です。よろしくお願いします。

資料3の図面で、工事概要について御説明いたします。

大竹駅西口の駅前広場の全体面積約4,250平方メートルのうち、このたび整備する工事範囲は、赤枠で囲っている約3,150平方メートルでございます。

概要としましては、緑色の部分が車道部で、舗装、側溝整備、区画線、モニュメントの移設などの整備を行ってまいります。続いて、青色の部分が歩道部で、幅員が4.5メートル、インターロッキング舗装の整備を行います。また、歩道部のうち、ピンク色で着色している部分、こちら、屋根が幅3メートルで、延長64.6メートル、これを設置いたします。

右下の図が完成イメージですが、これ見て比較してもらいますとお気づきかと思いますが、今回の工事ではロータリー内に計画しております屋根の全ては設置いたしません。残りの箇所、左上のほうの大竹駅前交番と送迎用駐車場付近、62.2メートルにつきましては、今回の工事では基礎工事のみ実施し、屋根の工事は来年度設置する計画でございます。

また、本工事で整備する主な付帯施設としましては、高さ10メートルの道路照明を8基、バス・タクシーの乗降場を示す案内板を3基、ベンチを5基、そして、ロータリー内の交通島の内部に時計塔を整備いたします。

なお、赤枠の工事の範囲のうち着色していない区域、こちらは送迎用駐車場となりますが、今回の工事では道路照明と電気ケーブルのみを先行いたします。送迎の駐車場としての整備は、次年度の工事で実施する計画でございます。

以上、工事概要について、補足説明を終わります。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

藤川副委員長。

○藤川委員 丁寧な説明ありがとうございます。

説明で分かったところがありますので、最初の範囲、省かせていただいて、スケジュールのことをちょっとお尋ねしたいんですが、2022年9月の生活環境委員協議会で、スケジュールの説明をしていただきました。

今も課長の説明ございましたように、屋根が半分しかできてない。そこは私にはちょっと遅れてるのかなというふうな、ちょっと意味合いで捉えてしまったのですが、スケジュール等の、以前に発表していただいたスケジュールに予定通り進んでいるのかという質問が1つと、あともう1点。

予算特別委員会のときでしたか、昨年。同僚議員が大竹市の市章、澄川喜一さんのモニュメントの設置場所の質問されたと思います。質問が、西口にありますが澄川喜一さんのモニュメントが、大竹市のホームページにアップされておりますイメージパースでは、東口に移動していたと。それはもうイメージパースだけのことです。

答弁は、澄川さんのモニュメントは西口から移動しないという御答弁でしたが、今から



整備が始まる中、このモニュメントの設置場所は決まりましたでしょうか。

○細川委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 大竹駅周辺整備事業の完了を、西口の公衆トイレを除きまして、西口駅前広場が完成する令和6年度末を予定しております。

委員おっしゃられましたように、これにつきましては、生活環境委員協議会のほうで説明させていただいてるところでございます。

現在、JR西日本のほうで駅舎の解体、それから、ホーム内の屋根の復旧工事を行っていただいております。これに必要な作業ヤードを今、旧駅舎付近に確保している。これが終了次第、今回の工事に着手するという契約でございます。このことにつきまして現在JR西日本と協議調整して、日程について調整している、そういった状況でございます。

今後、もしも全体の完成スケジュールが遅れるということになりましたら、今後、また議会のほうにも御報告、御説明していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

それから、2点目の澄川喜一先生のモニュメントの位置でございます。

ホームページ等で公表しておりますパースでは、このモニュメント、東口のほうに設置してあるということになっておりますが、これにつきまして、いろいろ工事の段取り等も考えて、ちょっと改めて今の西口のほうにすることにいたしております。位置は今回配っております資料3の緑の中の交通島が真ん中にありますが、その中の右側の四角、黒の枠です。正方形が澄川喜一先生のモニュメントの位置というふうになります。ちょっと誤解があってはいけないので、左側の長方形の四角が、広島市の西の玄関「人の和と産業の町」大竹市と記載してある石碑になります。そして、真ん中の黒い丸、こちらのほうが時計塔の位置になります。

以上でございます。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 ありがとうございます。丁寧な説明していただいたので、すごく分かりました。

モニュメントがあそこに設置できるということは、西口の新町側に住んでる方、とっても喜んでおります。今日、早速報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

全て完成しましたら、大竹市では初めての駅前広場になります。広場を市民の方が利用しやすい環境づくりと仕組みづくりをお願いしたいと思います。

そして、最後に一言言って終わりたいんですが、駅前、タバコの吸殻が目立っていることを伝えて終わりたいと思っております。

以上です。

○細川委員長 答弁は要りませんね。

○藤川委員 大丈夫です。

○細川委員長 通告を受けております質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

岡委員。

○岡委員 岡でございます。

今拝見しますと、白いところが送迎用で、緑がタクシーの待機場になっているかと思えます。ということは、これまでであった駐車場というのは、公共のものはなくなるという理解でよろしいでしょうか。

もしそうだと、今あるのが民間の駐車場が2つと、シルバー人材センターが運営しているのが1カ所あるかと思えます。少し駐車場のロットが減るということに当然なるかと思えますが、今後増えるような見通しというのが、何かあるのでしょうか。

以上お尋ねします。

○細川委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 岡委員の御質問にお答えします。

現在の仮設ロータリーで、もともとのロータリーの形状と変わってるんですが、その前の整備する前の駐車場につきましては、JR西日本のほうが管理、運営していたものでございます。これにつきましても一応基本的に、送迎用の駐車場で料金を取っていたという状況になっておりました。

今回、市のほうでこの整備するところにつきましては、市のほうで管理運営することになっておりますが、こちらにつきましても基本的には駅利用者の送迎用、この駐車場になっております。

以上でございます。

○細川委員長 台数が気になってたんじゃないですか。

そこら辺、もし御答弁できれば。

送迎用ということですが、台数のこと。

課長。

○山田都市計画課長 もう1点、東口のほうも現在、東口の広場を整備しております。

こちらのほうにも送迎用駐車場を20台、確保するようになっております。

よろしく申し上げます。

○細川委員長 西側は何台ですか。

○山田都市計画課長 西側が11台と、身障者用の駐車場が1台ということであります。

○細川委員長 ありがとうございます。

岡委員。

○岡委員 ありがとうございます。

実は私に関心があるのが、パークアンドライドがどのぐらいできるかということです。

送迎用は多分いっぱいになったというようなことはあまり私は経験がないのですが、実は私自身が、大竹駅を使うというような場合、実は私は玖波のほうが近いんですが、ここが実質パークアンドライドができない状態なので、大竹駅を使う場合いつも駅のすぐそばにパークアンドライドができるかどうか、つまり自分が運転して駅に行くときはそれができないと、予定の時間に、大概遅れてしまうので、いつもそこは緊張しながら駅に出るようになっています。

今まで先ほどおっしゃった料金を取っていた駅前広場の駐車場がなくなるとなると、そ

の分だけロットが減る。一方、民間今2つとシルバー人材センターが運営している1つが、それだけとなると、ロットが減るわけで、駐車場スペースが、止める場所がないという危険がちょっと大きくなっていくわけです。

何かその辺は広がるような見通しというのは、今のところあるのでしょうか。

以上です。

○細川委員長 都市計画課長。

○山田都市計画課長 先ほどちょっと申させていただきましたが、今回の市のほうで整備するのはあくまでも送迎用の駐車場となっております、委員がおっしゃるパークアンドライド駐車場というのは今までどおりということになって、パークアンドライドは市のほうが言ってるわけではないんですけど、民間の駐車場があるのは、今と変わらない状況になると思います。その前の駐車場とシルバー人材センターの駐車場、それから、新町のほうにまた10年くらい前に駐車場が、タイムズみたいなのができておりますが、その辺のあたりがパークアンドライドとして使える駐車場ではないかと思っております。

以上です。

○細川委員長 岡委員。

○岡委員 突然の質問で申し訳ありませんでした。そうですね、そのような感じで。

新町、旧業務スーパー裏のほうに少し広い民間の駐車場、タイムズなんですがあって、結局のところ駅前がいっぱいときはそこらに回って、そして、時間はかかるけどもちょっと駅のほうに歩いていくということで、ぎりぎり今のところ対応してるような感じですよ。

今のところは、それなりに早く出れば電車に間に合わないということが、今のところはないのですが、長期的には少し心配なところはあるかなということで、質問をさせていただきました。

今のところは、大変納得いたしました。ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。

補足説明はない旨を伺っております。

これより、本件に関する質疑に入ります。

特に通告はございませんでした。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。

補足説明はない旨を伺っております。

これより、本件に対する質疑に入ります。

事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10と日程第11になりますが、これ以降は議会内の協議事項でございますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。

続きまして、日程第10、管内視察を議題といたしますが、視察は2年に1回行われているところで、今年は管内視察を行う年になっております。

昨日、総務文教委員会で、10月27日金曜日に生活環境委員会と合同で実施したいということを決しております。

生活環境委員会といたしましても、総務文教委員会の委員長、副委員長とも相談いたしておりまして、同様に実施できればと考えておりますが、本件に対する皆さんの賛同を賜りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、総務文教委員会と合同で実施するということになりました。

皆さまにお諮りいたしますが、閉会中の管内視察のため、議長に対し、委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

次に、行き先でございますが、事前に希望がありましたら、9月15日金曜日までに議会議務局宛にメールをしていただきたいことを連絡しておりました。

たくさんいただきましてありがとうございました。

希望が出た場合はそれを踏まえて行程を検討していきたいと思いますが、内容によっては相手方の都合など調整が必要なこともございますので、行き先の選定と行程の決定、また、それらに関する調整、派遣委員など、正副委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認め、さよう決定させていただきました。

皆さま、10月27日、管内視察が決まりました。

行き先は委員長、副委員長と調整させていただきまして、皆さまからいただいた皆さんの希望の中から、相手先とも調整しながら、日程調整もしてまいりたいと思いますので、決まりましたら、また皆さまに御連絡をさせていただくようになるかと思います。

続きまして、日程第11、先進地事例調査研究についてを議題といたします。

この先進地事例調査は初めての方もいらっしゃると思いますが、大竹市が今後取り組むべき課題について、または取り組んでいきたいと考えている課題について、先行している市町などの状況を調査していくものです。

各常任委員会で基本的には年に1回、2泊3日で実施しております。コロナのときには行けないときもあったんですけども、事務局より説明をお願いします。

局長。

○山田事務局長 この先進地の事例研究ですけれども、今ちょっと委員長からもありましたが、ちょっとコロナの影響を受けて思うようにできなかったというこの数年ではありましたが、それ以前でありますと、2泊3日で、できれば11月にということを実施をしてきて

おりました。

従前どおり11月で調整ということになりますと、カレンダー見ていただいたとおり、ずいぶん日程的には制約がございます。

昨日の総務文教委員会で、11月7日から9日ということも決まっておりますので、そのあたり勘案しますと、生活環境委員会は事務局の案といたしましては、11月13日月曜日から15日水曜日の3日間というところでどうかなというふうに思っておりますので、御調整いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

- 細川委員長 ただいま事務局より、他のスケジュールと勘案すると、11月13日、14日、15日の3日間しか空いていないという状況でございます。こちらも閉会中での調整実施となつてまいりますので、最初に、閉会中の先進地事例調査研究を実施するため、議長に対し、委員派遣承認要求をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 細川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続いて、日程調整ではございますが、先ほど局長からもありましたように、ここしかないという感じではございますが、いかがでしょうか。

何とか皆さま、スケジュール調整できますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 細川委員長 それでは、11月13日の月曜日から15日の水曜日、2泊3日ということで決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 細川委員長 御異議なしということですので、そのように決定いたします。

次に、行き先でございますが、今年は特に今から準備していくためのスケジュールが短いです。ということで行き先、短い中での調整、選定を行っていくこととなります。

既に9月14日に議会事務局より行政視察行先提案書の様式をメールで送付しておりますが、皆さま確認しておりますでしょうか。大丈夫ですか。

この様式に必要な事項を記入していただき、本会議終了日の9月27日までに、議会事務局に提出をお願いいたします。

先ほども申しましたが、これは先進地の視察をしていくと。大竹市に今後必要であろうと、議会として考えているところを調査するということですので、その趣旨に合っている先進地の提案をお願いしたいと思います。

また、複数箇所出していただいても全然構いませんので、例年ではなかなか行き先決まらないですので、いくつか候補をできるだけお願いいたします。

また、テーマ、行き先の選定は、皆さまからいただいた御希望を踏まえて、行程を検討してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても、限られた日程の中での調整となつてまいります。また、相手先の都合もございますので、行き先の選定、行程の調整、派遣委員などの最終的な決定は、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、管外視察のための勉強会、または視察先の調整がつかなかった場合の今後の協議だけになるかもしれませんが、願わくば、管外視察の勉強会になればいいと思っておりませんが、毎回、視察の前には研究会において勉強会をしてみたいと思います。

視察が13日、14日、15日に決まりましたので、その前ということであれば11月1日か2日あたりと思ってますが、11月1日の水曜日に研究会、皆さんどうでしょうか。

テーマによっては時間かかる可能性もありますけど、今のところ大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、11月1日に決めさせていただきますので、午前中にしておきましょうか。10時から。

この日を、皆さまにはお集まりいただきたいと考えておりますので、予定を空けておくようお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

11時57分 閉会